



入監委発第60号

令和3年8月16日

入間市長 杉島理一郎様

入間市監査委員 比留間嘉章

同 横田淳一

令和2年度入間市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度 入間市財政健全化審査意見書

1. 審査の期間

令和3年7月26日から令和3年8月6日まで

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	— (%)	11.98 (%)	
連結実質赤字比率	— (%)	16.98 (%)	
実質公債費比率	2.3 (%)	25.0 (%)	
将来負担比率	10.2 (%)	350.0 (%)	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため、「—」と表示した。



入監委発第61号

令和3年8月16日

入間市長 杉島理一郎様

入間市監査委員 比留間嘉章

同 横田淳一

令和2年度入間市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度 入間市公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の期間

令和3年7月26日から令和3年8月6日まで

2. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	令和2年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	— (%)	20.0 (%)	
下水道事業会計	— (%)	20.0 (%)	

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。